

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則
の改正概要について

H28. 7. 1
高知県総務部税務課

○趣旨

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則について所要の改正をしたものです。

○改正の内容

行政不服審査法の施行に伴い、審査請求の教示部分について、審査請求のできる期間を処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（従来60日）以内とするなどの改正

○改正様式

第5号様式、第6号様式、第7号様式

○施行期日

公布の日（平成28年7月1日）